

I 芸術文化振興ビジョンの改定にあたって

芸術文化は豊かな人間性を育て、想像力や感情移入の能力、表現力を育むなど人間が人間らしく生きるための糧となるものであると同時に、活力ある社会の実現、経済の活性化、個性豊かな地域づくり、さらには世界平和の礎という重要な役割を担っている。

とりわけ兵庫県では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、傷ついた人々の心を芸術文化が癒やし、元気づけ、復興への意欲を生み出す大きな原動力となった経験から、芸術文化が県民の暮らしに欠くことのできない基本的な公共財であることを強く再認識し、そのさらなる振興に向けたさまざまな施策を展開してきた。

平成13年12月に国の「文化芸術振興基本法」が制定されると、全国的にも芸術文化の総合的な振興を図る機運が高まりを見せるようになる。これに伴い兵庫県では、平成16年5月に兵庫県の芸術文化振興の指針となる「芸術文化振興ビジョン(以下「第1期ビジョン」)」を策定。さらに、平成27年3月にはその基本的な考え方、目標は維持しつつ、取り組み状況や文化芸術振興を取り巻く環境の変化などを踏まえた第2期ビジョンへと改定し、芸術文化が暮らしに息づく「芸術文化立県ひょうご」の実現をめざしてきた。

この間、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据えた取り組みが進むとともに、平成29年には「文化芸術振興基本法」が改定され「文化芸術基本法」が制定されたほか、人口減少・少子高齢化が進行し本格的な地域創生に取り組む最中、新型コロナウイルス感染症が発生、全世界に拡大し、社会経済活動や人間の生活様式に大きな影響を及ぼすなどさまざまな社会的な変化が生じている。県ではこうした状況を踏まえ、さらなる兵庫県の芸術文化振興を目的とし、第3期ビジョンを策定することとする。

II 芸術文化振興ビジョンの基本的な考え方

1 芸術文化の意義

(1) 人間にとっての意義

芸術文化は、人々を癒し、明日への希望や生きる勇気をもたらすためのものであるとともに、人間一人ひとりが自らの人生を生きていくための基礎的な能力を育てるという特性を持っている。また、芸術文化は、「想像力」、「感情移入の能力」、「表現力」の3つの能力を養成するものである。こうした能力は、単に芸術文化の創造・鑑賞のためだけでなく、人間が様々な分野で学習や創造活動をする上で、あるいは、他の人と多様な人間関係を結び社会活動をする上で必要不可欠である。このような意味で、芸術文化は人間が生きていくうえでの基礎的な能力を育てるものであり、教育の中心に据えられるべきものである。

21世紀の成熟社会における新しい社会の要請に的確に答えていくためにも、「想像力」、「感情移入の能力」、「表現力」の3つの能力の必要性が益々高まっており、芸術文化は新しい時代の教育にとって極めて重要な役割を果たすものである。

(2) 社会にとっての意義

芸術文化は社会にとっても次のような3つの大きな意義を持っている。

まず、芸術文化は、地域の特性や歴史の中で生まれ、地域の個性(アイデンティティ)を形成する核となり、地域コミュニティの一体感や連帯感を醸成することに大きく貢献している。このことは、国という大きなレベルでも同様である。

また、民族や言語、宗教等の壁を越えて、世界の人々との対話・共生を進めることに貢献している。芸術文化は、それぞれの地域の特性や歴史等を反映し、多様な形態や内容を持つものであるが、そうした違いの底流には、人類共通の美や感動体験が見出される。こうした特性が、相互理解や共生の基盤となり、異質なものに対する寛容の心の醸成、ひいては、世界平和への貢献に資することとなる。

さらに、芸術文化は、21世紀の成熟社会にふさわしい新しい産業の振興や、既存産業の高付加価値化を進めるうえでも非常に重要な意義を持っており、今後は芸術文化関連産業の成長が大きく期待できるだけでなく、既存産業の高付加価値化を進める上でも、芸術文化の視点が欠かせない。

2 芸術文化の機能と役割

(1) 芸術文化の機能

芸術文化が社会の中で成立するためには、「創造」「享受」「流通」「教育」の4つの機能が必要である。

まず、「創造」とは、芸術家や県民が芸術文化を創作・上演(生産)することであり、「享受」とは、創造された作品を鑑賞(消費)することである。また、「流通」とは、コンサートや展覧会の企画・実施等を通じて、芸術文化を創造する人と享受する人とを結びつけ、両者の出会いの場を提供することである。芸術文化が「創造」され、その作品が「流通」することにより、「享受」が可能となる。さらには、これらの3つの機能を担う人(芸術家・鑑賞者・プロデューサー)を育てる「教育」という機能がある。

従って、芸術文化を振興していくためには、この4つの機能をより高めていかなければならない。「創造」のためには、芸術家や文化活動を行う人がより成長し活動しやすい環境を整備すること、「享受」のためには、芸術文化の鑑賞のための機会と場を整備し、そのための障害をなくしていくこと、「流通」のためには、様々な文化資源を動員して、芸術家・団体等と鑑賞者を結びつけ、魅力ある芸術文化事業を企画・実施する機能を強化・支援すること、「教育」のためには、芸術文化の創造・享受・流通を担う人を育成していくことが必要である。

(2) 芸術文化における各主体の役割

本ビジョンを実現するため、県民をはじめ芸術家(アーティスト)、NPOや関係団体、企業、市町、県、国などの各主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら総合的に取り組んでいくことが必要である。

| 主体 | 役割 | 主体 | 役割 |
|-------------|--|----|---|
| 県民 | ・芸術文化活動への積極的な参画(する・見る・支える) | 市町 | ・地域の特性に応じた芸術文化施策の推進 ・市町立芸術文化施設の運営 |
| 芸術家 | ・芸術文化の創造・振興 ・芸術文化活動の成果を発信 ・芸術文化の担い手の育成 | 県 | ・芸術文化施策の総合的・計画的推進 ・県民等の自主的な活動を支える環境整備 ・芸術文化の創造・発信拠点としての県立芸術文化施設の運営 ・市町に対する必要な協力と連携 ・県内各主体とのネットワークの充実 |
| 関係団体・NPO法人等 | ・芸術文化の創造・振興 ・芸術文化活動への参画 ・芸術文化活動への支援 | | |
| 企業・事業者等 | ・芸術文化活動への参画 ・芸術文化活動への支援 | 国 | ・国全体の芸術文化振興のための制度設計、法律等の整備 ・先端的芸術の伸長と世界への発信 ・財政措置や税制措置の充実 |

3 対象とする芸術文化の範囲

本ビジョンでは、「文化芸術基本法」が対象範囲とするもののほか、芸術文化の振興、特に芸術文化を通じたひとづくり、産業づくり、まちづくりを進めるに当たって、重要となる産業文化、食文化、ファッション文化など幅広い文化について対象範囲とする。

文化芸術基本法が対象範囲とするもの

| | |
|------------|---|
| 芸術 | 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術 |
| メディア芸術 | 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器などを利用した芸術 |
| 伝統芸能 | 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他のわが国由来の伝統的な芸能 |
| 芸能 | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く) |
| 生活文化 | 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化 |
| 国民娯楽 | 囲碁、将棋その他の国民的娯楽 |
| 出版物等 | 出版物及びレコード等 |
| 文化財等 | 有形及び無形の文化財ならびにその保存技術 |
| 地域における文化芸術 | 各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能) |

III 第2期ビジョンの取組と成果

1 第2期ビジョンの概要と主な取組

(1) 第2期ビジョンの概要

第1期ビジョンの事業成果を検証するとともに、人口減少社会の到来や情報化の進展等、芸術文化を取り巻く近年の諸情勢の変化等を踏まえ、人材育成や発信力の強化等の新たな課題を取り入れた、次代にふさわしい芸術文化の展開方向を示すビジョンに改定した。

●基本目標

芸術文化立県ひょうご

～芸術文化が暮らしに息づき、芸術文化で人や地域を元気にする社会の実現～

●ビジョンの位置付け

「21世紀兵庫長期ビジョン」の趣旨や方向性を踏まえ、県の芸術文化振興のための取り組みの展開方向を示す指針

●ビジョンの計画期間

2015(平成27)年～2020(令和2)年ごろまで

●基本方向

1. 芸術文化を創造・発信する
2. 芸術文化の“場”を育て拡げる
3. 文化力を高め、地域づくりに活かす
4. みんなで支え、総合的に取り組む

●重点取組項目

1. 県民誰もが身近に芸術文化に親しむ環境の充実
2. 「ふるさと意識」に根ざした兵庫の文化の継承・発展
3. 兵庫の分厚い文化力の国内外への積極的な情報発信
4. 芸術文化施設の適切な維持・保全と活性化の推進

(2) 主な取組

新進芸術家育成プロジェクト・リサイタルシリーズ **基本方向1**

芸術文化を担う人材の育成につながる取り組みとして、将来の活躍が期待される若手アーティストに発表の場を与えようと、兵庫県民会館けんみんホールを活用した「新進芸術家育成プロジェクト・リサイタルシリーズ」を開催している。



市町ホールの活性化をめざす支援事業の実施 **基本方向1**

県内の市町ホールの活性化、文化施設の連携強化を図るため、音楽や演劇等の大型自主公演の共同企画および実施を支援。県内各地での芸術鑑賞機会の提供を促進した。



芸術文化拠点施設の 大規模改修工事 **基本方向1**

県立美術館王子分館、県立芸術文化センター、ピッコロシアター、県立美術館西宮分館など主要な芸術文化の拠点施設を安全・快適に利用できるよう大規模改修工事を行った。



兵庫の分厚い文化力の 国内外への積極的な発信 **基本方向1**

兵庫の文化力の国内外への発信を強化するため、今後のモデルとなるようなリーディングプログラムを行う文化団体・NPO法人などを支援している。



PACによる小学校等への アウトリーチ活動 **基本方向2**

平成29年度から兵庫芸術文化センター管弦楽団(PAC)が小学校・特別支援学校を訪問し、ワークショップ形式のアウトリーチを実施。プロの演奏に触れ、豊かな感性を育む機会を提供している。



**ピッコロ劇団による
県内各地の公演展開**

基本方向2

平成28年度から生の演劇に触れる機会の少ない地域の子どもたちや高齢者に演劇のすばらしさや楽しさを体験してもらえよう、市町ホールを活用した公演を続けている。



**日本の伝統文化の魅力を伝え
担い手の確保につなげる**

基本方向2

日本の伝統文化への理解を深めるため、平成27年度から県内の小・中・高校へ講師を派遣し、いけばな、茶道、書道、琴、日本舞踊、能・狂言などの日本伝統芸能の体験教室を開催している。



**継続的に体験できる
伝統文化学び塾**

基本方向3

兵庫県公館（和風会議室）で能楽、日本舞踊、邦楽（琴・雅楽）など伝統文化に関する活動を計画的・継続的に体験・習得できる講座を開催している。



**兵庫陶芸美術館への
直通バスの運行アクセス**

基本方向3

JR篠山口駅を起点に、こんだ薬師温泉、兵庫陶芸美術館がある丹波焼の里と篠山城下町を結ぶ直通バスを運行。美術館へのアクセスを改善したことで、利用者増につながった。



**ふるさとひょうご寄附金を
芸術文化振興に活用**

基本方向4

「県立芸術文化センター応援プロジェクト事業」として誰もが快適に舞台芸術を楽しんでもらえる設備改善を行った。また、「県立美術館・博物館等応援プロジェクト事業」として各館のさまざまな取組にも活用している。

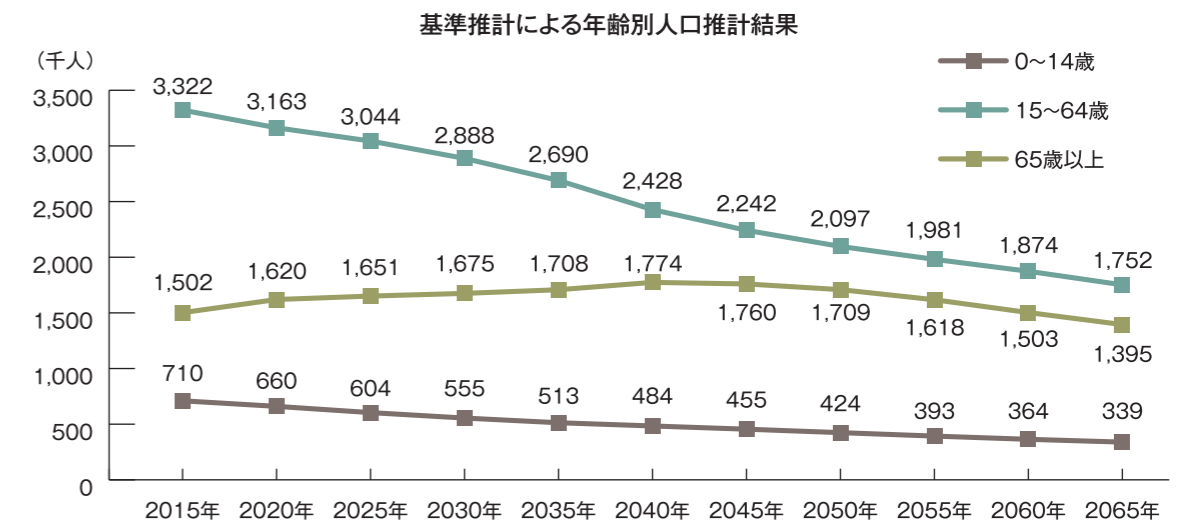


2 兵庫県の芸術文化を取り巻く環境の変化

(1) 時代潮流の変化

① 人口の減少・偏在化

本格的な人口減少社会の到来により、県内人口は平成21年をピークに今後も減少が見込まれるとともに、近年では都市部でも人口減少局面に転じるなど、県全体の活力の低下が懸念されている。加えて、少子高齢社会の進行、地域による人口の偏在化が、祭り等の地域の伝統行事の衰退や学校部活動等の青少年の芸術文化活動の減少などをもたらし、芸術文化の担い手が不足するなど、芸術文化基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。



【出典:兵庫県将来推計人口(2015~65年)】

② 価値観やライフスタイルの多様化

反面、成熟社会の到来により心の豊かさが求められるようになり、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる。さらに、持続可能な開発目標(SDGs)など、平和教育、貧困、環境、産業、資源といった社会課題について、国際協力による解決も重視されるようになった。人々の働き方にも変化が見られ、ワーク・ライフ・バランスが浸透するにつれて人々の活力や想像力の源となる芸術文化の価値が高まっているといえる。

③ ICTの急速な発展

情報伝達の在り方を大きく変えたのは、インターネットなどICT(情報通信技術)の急速な発展である。スマートフォン、タブレット端末、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・システム)、クラウドなどの普及は、地方においても多種多様な情報発信を可能にするなど芸術文化の分野においても大きな影響をもたらしている。また、デジタル技術の向上は新しい表現手段を創出し、メディア芸術といった分野の発展につながっている。その一方、人と人との関係性に及ぼすさまざまな影響や著作権侵害の深刻な問題などの弊害も指摘されている。

④ 地域づくり活動の活発化と担い手の多様化

芸術文化にまつわる担い手においては、「国から地方へ」「官から民へ」という流れの下、これまでの枠組みを超えた取り組みが見られる。NPO法人の拡大やボランティアなどの活動形態も定着し、地域づくり活動の活発化と担い手の多様化とともに、民と官の新しい関係や協力体制に支えられた活動も広がりを見せている。

一方、就業形態の変化により「サラリーマン化」が進み、地域に根ざして活動する自営業者が減少していることで、日頃の地域活動の担い手が不足するという課題も生じている。

(2) 国の芸術文化施策の動向

①「文化芸術基本法」の策定

平成29年6月、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行された。これにともない「文化芸術振興基本法」は「文化芸術基本法」に改称。また、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術のさらなる継承、発展、創造につなげていくことの重要性を明らかにした。同時に、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定された。

②「障害者文化芸術活動推進法」の施行

平成30年6月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定された。文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすことを基本理念とし、文化芸術の創造・鑑賞の機会の拡大や芸術上価値が高い作品への支援強化、作品発表の機会確保などが盛り込まれた。

③「文化財保護法」の改正

平成30年6月、「文化財保護法」が改正された。文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化について定められた。

④「文化観光推進法」の施行

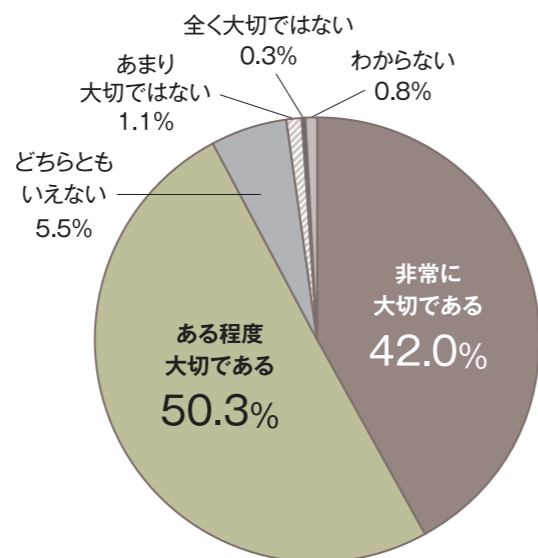
令和2年5月、「文化観光推進法」が制定された。文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とし、文化観光拠点施設を中核とした文化観光を推進するための措置が定められた。

(3) 芸術文化に対する県民等の意識

県民の芸術文化への関心や意見を把握し、ビジョン改定の基礎資料とするため令和元年、県民モニターへのアンケート調査を行った。

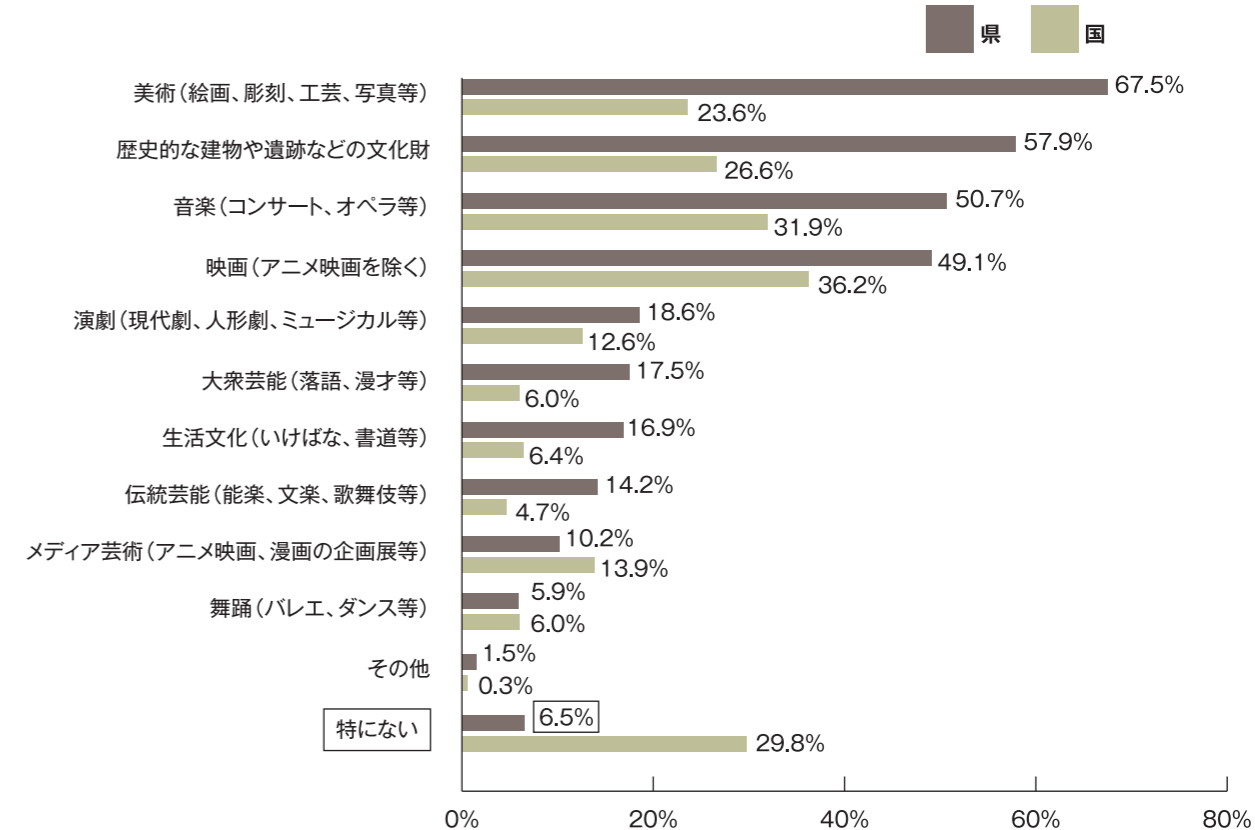
この結果から、日常生活における文化芸術の体験・活動が重要だと思う人の割合、この1年間に芸術文化を鑑賞した人の割合は、ともに9割を超えており、県民の芸術文化に対する意識の高さがうかがえる一方、自ら芸術文化活動を行った人の割合は5割未満となっている。

日常生活における文化芸術の体験・活動の重要性

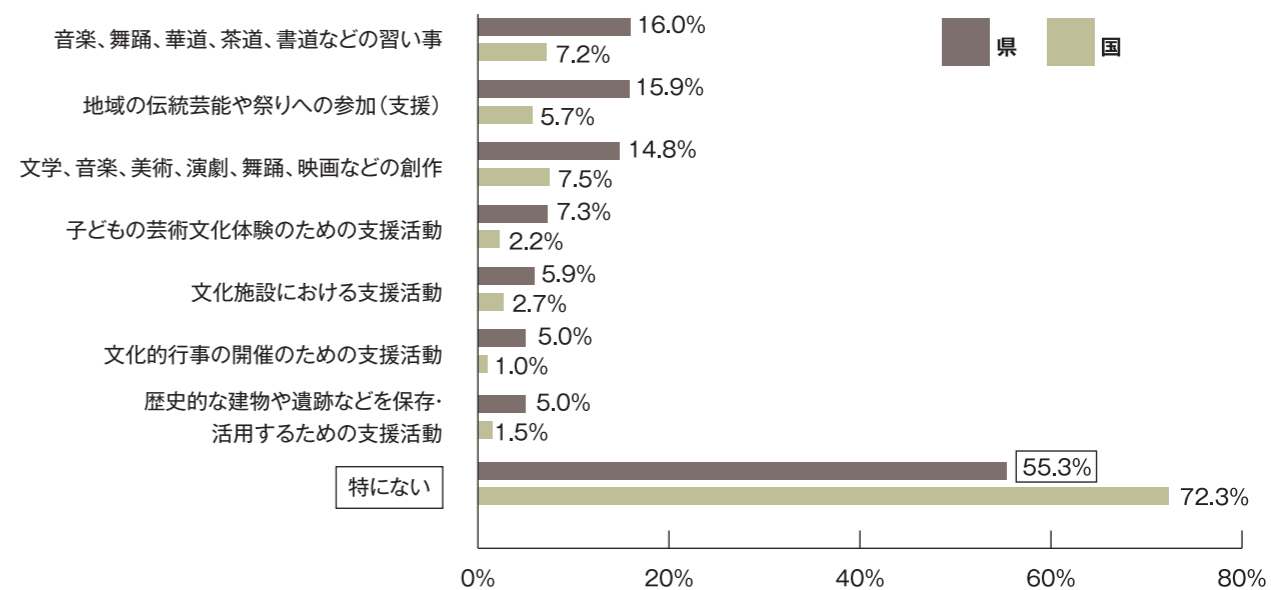


【出典：「県民モニター第3回アンケート調査」(令和元年11月)】

この1年間に鑑賞した芸術文化



この1年間に自ら行った芸術文化活動



【出典：国：「文化に関する世論調査」(令和2年3月)(文化庁)
県：「県民モニター第3回アンケート調査」(令和元年11月)】

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

① 芸術文化活動への影響

令和2年2月、新型コロナウイルス感染症拡大により、国が国内のスポーツ・文化イベントの自粛を要請すると、海外アーティストの渡航規制もあり、民・官問わず全国各地の劇場、ホールが事業の中止・縮小・延期を続々と決定。美術館や博物館、図書館も休館となった。公演や展覧会をはじめお稽古やレッスンなどの中止は、芸術文化に親しむ機会の喪失、アーティストや芸術文化関係者・団体の存続危機、公演等に関わる事業者や技術者の大幅な収入減などの状況を生んだ。

二度にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、依然コロナ禍が収束しない中、催物開催制限の延長、感染症予防対策（発熱者確認のための赤外線カメラ設置、空調換気や消毒液の設置など衛生面の予防対策、来館システムなどの導入など）の徹底、社会全体の活動自粛の継続は、芸術文化活動に影響を与え続けている。また、今後はポストコロナ社会に向けた芸術文化の在り方も課題になっていく。

② 兵庫県の主な対策

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、兵庫県では活動自粛を余儀なくされたアーティストや芸術文化関係団体等に対し、継続・再開に向けた支援を行っている。

● 各種アーティスト動画配信事業の実施

アーティストや芸術文化関係者の公演中止に伴う発表機会の喪失および県民の芸術文化に触れる機会減少の解消を目指して、動画配信事業を実施。

● 新進アーティストなどの発表の場の提供

若手芸術家の発掘・育成支援としてロビーコンサートや県内芸術家リサイクルを実施。

● 感染症対策費用の支援

県域文化団体感染症対策支援事業を実施。

● 会場キャンセル料の免除

県立芸術文化センターや原田の森ギャラリー、県民会館などの施設における令和2年3月～令和3年3月の会場キャンセル料を免除。

● 公演再開に向けた支援

芸術文化公演の開催にあたり、対象施設を利用した個人・団体が負担すべき施設使用料の1/2相当額を助成する「芸術文化公演再開緊急支援事業」を実施。

● 県施設の感染症対策資機材の整備

芸術文化施設等県民利便施設にサーモグラフィの整備等の感染防止対策を実施。

提言

「ポストコロナ社会に向けて」

(令和2年7月 ポストコロナ社会兵庫会議)より
芸術文化関係の提言抜粋

提言1

パンデミック時代の危機管理

提言2

デジタル革新の加速

オンライン芸術鑑賞

ライブエンターテインメント界のネット配信の拡がりに対し、当初は生の舞台への客足減少が懸念されたが、実際にはそれを通じて本物を見たい人が増える効果があると分かってきた。一方で、本物の価値(価格)が上がり、誰もが気軽にリアルな芸術に触れられなくなる懸念がある。子どもたちや鑑賞機会の少ない地方の人たちに届けられるよう、文化政策の充実が必要である。

提言3

産業の競争力・リスク耐性の強化

提言4

分散型社会への転換

芸術文化拠点の分散

ヨーロッパでは、各州、各県に劇場、オペラハウス、劇団があるが、日本は東京一極集中の傾向が強く、文化面から地方それぞれの魅力を支え得ていない。地域に芸術拠点があり、創造集団がある。そういう多様性、重層性を確保しておくことが重要である。兵庫県は阪神・淡路大震災からの創造的復興の一環として、西宮の芸術文化センターやHAT神戸の県立美術館などを建設し、被災の悲惨な中で心豊かな県民生活を目指した。この度のコロナ襲来は、たまたま日本海側の豊岡市に国際観光芸術専門職大学(仮称)を創設する時と一致した。東京ではなく、一地方の小都市に芸術文化の創造拠点を築く試みとして注目に値するのではないだろうか。

提言5

社会の絆の再生

3 検証と課題

(1) 取組内容の検証

第2期ビジョン策定以降、4つの基本方向とそれに伴う展開方向および4つの重点取組項目に基づき、多角的に事業を展開してきた。その成果を検証・評価した結果、今後取り組むべき項目は次のようになった。

① 基本方向に係る項目：芸術文化振興の根幹をなす事業として 引き続き取り組むべきもの

- 芸術文化を担う人材の育成
- 芸術文化を行う場の拡充
- 情報発信等についてのICTの活用
- 芸術文化を通じた世代間交流の促進
- 伝統文化、地域文化資源を活用した地域活性化
- 芸術文化や地域の文化資源等の産業・観光分野への活用
- 県民、団体、企業、行政等の各主体の連携体制の整備

② 重点取組項目に係る項目：第2期ビジョンの「重点的に取り組むべき項目」のうち 引き続き取り組むべきもの

- 若手芸術家の発掘・育成
- ICT等を活用した多彩な芸術文化情報の発信等
- 芸術家等が地域へ出向くアウトリーチ活動の推進
- 青少年が本物の芸術文化に親しむ機会の充実
- 芸術文化を通じた世代間交流の仕掛けづくり
- 文化財等地域文化資源の活用支援
- 地域の文化力等を活用したまちづくりの推進
- 芸術文化施設のネットワーク拡充による、観光分野と連携した情報発信の展開
- 施設運営への住民参加の促進
- 適切なメンテナンスによる安全・安心で快適な施設づくり

(2) 成果指標の検証

第2期ビジョンにおいては、取り組みの成果を検証するため「21世紀兵庫長期ビジョン」における「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査の中から成果指標の設定を行った。

検証の結果、指標2については目標の9割の水準に達しているものの、指標1については目標の7割の水準にとどまっており、数値の向上のためには芸術文化に接することが少ない地域や年齢層における機会の拡充や、地域の優れた芸術文化遺産の発掘・発信等による地域意識（シビックプライド）の醸成にさらに取り組む必要がある。

◎ 指標1 住んでいる市・町で、芸術文化に接する機会があると思う人の割合

| | | | |
|----|-----|----------|-------|
| 目標 | 50% | 結果(令和2年) | 37.1% |
|----|-----|----------|-------|

◎ 指標2 住んでいる市・町で自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化など）があると思う人の割合

| | | | |
|----|-----|----------|-------|
| 目標 | 60% | 結果(令和2年) | 55.0% |
|----|-----|----------|-------|

(3) 課題の抽出

これまでに示した、芸術文化を取り巻く環境の変化、新型コロナウイルス感染症への対応、第2期ビジョンでの取組や成果指標の検証を踏まえると、以下の課題が抽出され、第3期ビジョンを展開するにあたり、これらの課題に対応するため重点的に取り組むべき展開方向を検討する。

● 発信力のさらなる強化

県内外・国内外への本県芸術文化の魅力のさらなる発信力の強化

● 人材育成の推進

若手芸術家やプロデューサーなど芸術文化活動を幅広く支える人材の育成

● 地域偏在の解消

県下地域どこでも芸術文化に鑑賞できる機会の創出

● ポストコロナ社会への対応

デジタル革新の加速と本物の芸術文化価値の享受への対応

● 社会包摂の実現

すべての人が芸術文化に親しみ、発信できる共生社会の実現

● 世代間交流の推進

さまざまな世代がともに楽しみ交流できる芸術文化の機会の創出

● まちづくり・産業づくりへの活用

文化資源や芸術文化を地域の活性化に活用

● 地域意識(シビックプライド)の育成

地域の優れた芸術文化遺産を発掘・発信し、地域意識を高揚

● 芸術文化の多様な価値の活用

芸術文化の持つ社会的・経済的価値を発揮して地域の元気を創出

● 連携体制の整備

県・市町、芸術文化団体、文化施設、民間等の連携した取り組み